

東京都リハビリテーション病院あり方検討委員会設置要綱

令和 6 年 5 月 31 日 6 保医医政第 548 号

(設置)

第 1 東京都リハビリテーション病院（以下、「都リハビリ病院」という。）の中・長期的なあり方及び経営力の向上等を検討するため、東京都リハビリテーション病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 委員会での検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都リハビリ病院の現状及び課題
- (2) 都リハビリ病院が担うべき役割等の方向性
- (3) 経営力の向上に向けた取組の方向性
- (4) その他第 1 の設置目的に関して必要な事項

(委員構成)

第 3 学識経験を有する者、公認会計士、東京都医師会の代表、東京都理学療法士協会の代表、東京都作業療法士会の代表、東京都言語聴覚士会の代表、都リハビリ病院院長、行政機関の職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成することとし、保健医療局長が委嘱する。

なお、東京都医師会、東京都理学療法士協会、東京都作業療法士会、東京都言語聴覚士会の委員については、各団体においてリハビリテーション医療分野を担当する役員とする。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。副座長は、座長が指名により選任する。
- 3 座長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 委員会は、保健医療局長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの設置)

- 第7 委員会では第2(3)に掲げる事項を具体的に検討するためのワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。
- 2 WGの運営に必要な事項は別に定める。

(委員会の公開)

- 第8 会議並びに会議録及び会議に係る資料は、個人情報の保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、全て公開する。

(庶務)

- 第9 委員会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。